

戸籍証明書等の交付申請書(広域交付用)

令和 年 月 日

板柳町長 殿

※ 窓口に来られた方の顔写真付きの公的身分証明書をご提示ください。  
(その他の注意事項は裏面に記載されています。)  
太字の項目は必ず記入してください。

窓口に来られた方 (請求者)	住所
	本籍
	フリガナ 筆頭者の氏名 電話 ( )
	フリガナ S・H・R 氏名 生年月日 年 月 日
どなたの証明が必要ですか (対象者)	請求者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母など) <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫など)
	本籍 <input type="checkbox"/> 請求者の戸籍と同じ(同じ場合は☑してください。)
	フリガナ M・T・S・H・R 筆頭者の氏名 生年月日 年 月 日
	フリガナ M・T・S・H・R 氏名 生年月日 年 月 日
必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> 対象者 又は <input type="checkbox"/> _____の <input type="checkbox"/> その他( ) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現在の戸籍</li> <li><input type="checkbox"/> 生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍</li> <li><input type="checkbox"/> 生まれてから現在まで在籍した戸籍</li> <li><input type="checkbox"/> _____歳から_____歳まで在籍した戸籍</li> </ul>

何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。

必要な証明の種類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍に記載されている方全員の証明	通	450	円
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(電算化後の除籍謄本) 除籍に記載されている方全員の証明	通	750	円
	<input type="checkbox"/> 除籍謄本 除籍に記載されている方全員の証明	通	750	円
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本	通	750	円
	<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号 戸籍に記載されている方全員の電子証明	通	400	円
	<input type="checkbox"/> 除籍電子証明書提供用識別符号 除籍に記載されている方全員の電子証明	通	700	円

職員記入欄

本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他( )	計	円
------	---	---	---

## 戸籍の広域交付を請求するときの注意事項 – 代理人の方は請求できません。 –

### 1. 請求できる人の範囲:

戸籍の広域交付制度を利用して請求できるのは以下の方に限られます。

・本人・配偶者・直系尊属(父母、祖父母など)・直系卑属(子、孫など)

※兄弟姉妹やおじ・おばなどの傍系親族は請求できません。また、委任状を用いた代理人請求や第三者による請求も対象外です。弁護士や司法書士などの職務上請求も、広域交付制度では認められていません。

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

### 2. 請求方法の注意点

・請求は必ず本人が市区町村の窓口で直接出向く必要があります。郵送やオンラインでの請求は原則できません(ただし、電子的な戸籍証明書を利用する特定の手続きは例外)。

・窓口での本人確認のため、顔写真付きの公的身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示が必要です。

・請求できる戸籍は戸籍謄本・除籍謄本に限られ、戸籍抄本や一部事項証明書、個人事項証明書、コンピュータ化されていない戸籍は対象外です。

### 3. 必要な戸籍の範囲について

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

### 4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

### 5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

### 6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

### 7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※戸籍の広域交付制度を利用すると、本籍地以外の市区町村でも必要な戸籍証明書を取得できますが、請求できるのは本人と直系親族に限定され、代理人や兄弟姉妹は利用できません。請求の際は窓口で直接出向き、必要書類を持参することが必須です。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。